

## 行政監査結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成21年4月1日

白山市監査委員 村下 眞次

同 石田 正昭

### 1 監査の概要

(1) 監査のテーマ

「公の施設の指定管理者制度運用について」

(2) 監査の期間

平成20年9月29日から平成21年3月25日

(3) 監査の方針（実施要領）

公の施設の指定管理者制度運用が、全国都市監査委員会編著「監査手帳（平成17年度改訂版）」の「都市監査基準準則」の別項に定める、監査等の着眼点「第1 財務事務監査の着眼点」中、「7 財産管理事務、(1) 公有財産」及び「第4 行政監査の着眼点」中、「4 施設管理、(1) 教育施設、文化施設、社会福祉施設等」等を基に、適法性、有効性、効率性という観点から適正な事務処理が行われているかについて監査を実施した。

(4) 監査の対象

指定管理者を指定した施設を管理している、本庁健康福祉部〔障害福祉課・長寿介護課・健康増進課〕、本庁産業部〔農政課・商工振興課〕、本庁観光推進部〔観光企画課・観光振興課〕、本庁建設部〔まちづくり課〕、本庁教育委員会事務局〔生涯学習課・文化課・スポーツ課〕、美川支所〔総務課・健康福祉課〕、鶴来支所〔総務課・保健福祉課・産業課〕、河内支所〔産業建設課〕、吉野谷支所〔市民福祉課・産業建設課〕、教育委員会吉野谷分室〔教育課〕、鳥越支所〔総務課・産業建設課〕、白峰支所〔市民福祉課〕を対象とした。

### 2 監査の結果

白山市の公の施設の指定管理者制度運用について監査した結果、おおむね適正であったが、検討及び改善すべき事項については、早急に実施されたい。